

2016年10月6日

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会

ワーキング・グループ

座長 宇賀 克也 殿

「守秘義務を負う者の範囲」に関する意見書

検討会委員 土田あつ子

第6回WG配布資料2「第6回WGにおける主な検討項目の整理」P2(2)その他外部通報先(第3号)への課し方について【さらにご議論いただきたい論点】「●その他の外部通報先としては、報道機関のみならず消費者団体、事業者団体、弁護士、被害を受ける恐れのある購入者・周辺住民等、様々な主体が考えられる」(下線筆者)と記載があり外部通報(3号通報)先に守秘義務を課すことが論議されました。守秘義務の有無が論議されたのは通報者の個人情報や匿名性が守られないことに起因すると考えます。

第6回WG時席上、事務局から「検討会では守秘義務を課す方向性が示された」との話がされました。そこで昨年12月25日に行われた検討会議事録を見ました。そこでは「通報者の探索の禁止」「不利益取扱いに対する罰則」等多方面からの議論がありました。守秘義務については「どの程度触れたら守秘義務を負うのか」(升田委員)の意見にもありますように詳細な議論はありません。

刑事罰については内部通報、いわゆる1号通報における事業者による「不利益取り扱い」「通報者の探索」「匿名の確保」等に違反した時に罰則もありえるとの声が多くありましたが、3号通報については、私から「いわゆる通報の相談の窓口業務をやっている人に、もしこの秘密保持ということで刑事罰がかかるとなると、なり手がなくなるのではないかとこのことを危惧している」ことを申し上げ、串岡委員も慎重に考えた方がよいとの意見を示されています。

第6回WG資料2では、外部通報先として消費者団体はじめ各種団体が公益通報を受け付ける可能性があるとして挙げられていますが、これらの団体がすべて公益通報に精通しているとは限りません。公益通報は『相談』を入り口として入ってきます。多様な相談の中で会社の不正や、セクハラ、違法な行為等もあります。相談受付者が相談内容を公益通報であると認識している人は非常に少なく、まして400本以上の法律のどこに抵触するなどは全く知りません。つまり『相談』から『公益通報』に該当すると判断するまでにはいくつかの段階があり、入り口の相談で多くのことを聞かなければ判断つきません。

3号通報者の期待は「自らの匿名性を守りつつ、通報内容を社会に明らかにしたい」ということにあるのではないのでしょうか。相談受付者は守秘義務のため他所への相談先の紹介などの行動の妨げられることにならないか、おおいに懸念されます。

消費者相談に寄せられる相談は該当相談先等を探し提示することによって消費者自らが解決するようにアドバイスするのが主な業務です。公益通報など難しい相談が寄せられたときにも担当者は次のステップになる相談先や問題解決先（主に行政、弁護士会等）を探し、相談内容の概要を話し受付の可否等を探ります。もし、守秘義務を課してしまうとこれらの公益通報はとん挫する可能性があります。

また、3号通報(報道機関や各団体)に過度な守秘義務を課すことによって、通報の受付の担い手の減少を招き、公益通報窓口を狭めることになりはしないでしょうか。それ以上に罰則を科すことになれば通報窓口を一層狭めることになりかねません。公益通報者保護法を広く使いやすいものにするためにも3号通報については、守秘義務の対象から除外することが適切と考えます。

ただし、3号通報先を利用する者はガイドライン等で通報先の選択に十分な情報を得て行うことを広く周知する必要があります。

以上